

議案第 17 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する売却した県有地の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 953,256 円を支払うものとする。

3 事件の概要

県が平成 22 年 11 月 22 日付けで和解の相手方に売却した県有地について、売却の際は都市計画法上の「都市計画区域外」と提示していたが、売却後、「都市計画区域」の市街化調整区域であることが発覚し、当該地への住宅建築が不可能となった。

当該法律上の制限の存在は隠れた瑕疵に当たり、和解の相手方と締結した公有財産売買契約に定める瑕疵担保免責条項は消費者契約法の規定に基づき排除されることから、県が責任を負うべきものであり、当該土地売買に伴い和解の相手方が負担した費用を県

が負担しようとするものである。